

# 國學院大學學術情報リポジトリ

秀吉権力と杉原家次

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 堀越, 祐一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002000665">https://doi.org/10.57529/0002000665</a>

## 秀吉権力と杉原家次

堀越 祐一

### はじめに

近年、豊臣政権研究は大いに進展しつつあり、さらに今後一層の飛躍が確実視されているといっても過言ではあるまい。それが『豊臣秀吉文書集』<sup>(1)</sup>や『織豊期主要人物居所集成』<sup>(2)</sup>などの刊行により、基本史料やデータの公開が著しく進んだことに下支えされていることは、研究者の一致した見解であろう。だがもうひとつ、さらなる研究の深化には、秀吉や「五大老」などの有力大名のみならず、石田三成に代表される奉行人クラスの動向の解明が必要不可欠であるというのも、研究者に共通した考えであろうと思われる。ここでは奉行人の概念として、軍事面での活動とは直接関係せず、検地や代官、蔵米の管理などに従事した者のことを想定している。独裁的傾向の強い豊臣政権において、秀吉の意向を実現させるべく、時には地方へ出向し、また時には政権中枢において意見具申や政策立案に参画したであろう奉行人の重要性は、言うまでもなからう。

だが、谷徹也氏も指摘しているように<sup>(3)</sup>、豊臣奉行人の研究は立ち遅れ気味であった。その理由は、谷氏の言うよう

に、奉行人の発給文書はほとんどが書状形式なため無年号のものが多く、年代比定が困難なことが大きな要因である。また、戦国大名や織田権力と異なり全国政権であったため、必然的に奉行人の活動範囲も全国規模であったことも、その一因と言えるかもしれない。たとえば奉行人として最古参の一人であり、後に石田三成らとともに「五奉行」にも選ばれた浅野長政（初名は長吉）の活動範囲は、畿内はもとより、九州や四国、東北地方にまで及んでいる。

すなわち豊臣奉行人研究において基盤となるのは、その発給・受給文書の網羅的収集とその分析であることは明らかであるものの、その作業はなかなか困難というわけだが、それでも豊臣政権研究の更なる進展のためには避けて通ることはできない。そこで本稿では、秀吉奉行人の草分け的存在ともいえる杉原家次に注目したい。杉原家次は秀吉夫人の叔父にあたり、<sup>(4)</sup>血縁者の少ない秀吉にとっては貴重な親族であって、また織田期から秀吉政権初期までの間、その権力を支える最も有力な奉行人、あるいは宿老とも呼ぶべき地位にあった。秀吉家中における位置付けは、例えば同じく親族であり後に「五奉行」となった浅野長政などよりも上位であったと想定されるが、<sup>(5)</sup>その存在の重要性にもかかわらず、家次についての研究は意外なほど少ない。<sup>(6)</sup>そこでここでは、家次の発給・受給文書を可能な限り探し、そこから秀吉権力下において家次が果たした役割について考察してみたい。

## 一、杉原家次の発給・受給文書

まず、杉原家次の発給・受給文書の全体像について確認する。ただし、ここでは細かな検討は行わず、概観を提示するにとどめたい。管見の限りにおいて、家次の発給文書は四十四点、受給文書は九点確認できる（巻末掲載の表A・B参照）。以下、いくつか項目に分けてみていこう。

## 1 発給文書

## ① 時期的分類

年次の明確なもので初見は天正三年（一五七五）三月十三日付長浜八幡神社宛掟書、終見が天正十二年（一五八四）八月十九日付中村五左衛門尉宛知行充行状である。家次の発給文書はこの十年間に限られている。内わけは、織田期—ここでは仮に、本能寺の変以前と規定しておく—において十点、それ以降が三十四点であるが、家次が京都奉行を務めた天正十年（一五八二）後半から翌十一年にかけてのものが圧倒的に多い。

## ② 署名

署名はほとんどが「杉原七郎左衛門尉家次」となっているが、通称を「弥七郎」としているものが見受けられる。また通称を略して単に「杉原家次」とのみ署名している文書の比率が高く、一つの特徴と言える。また、実名を「家継」としているもの（天城文書）が一点あり、これは家次最後の発給文書だが、音を同じまま文字を改めたと思われる。すなわち杉原家次の終名は「杉原家継」であった。花押についてはすべてほぼ同形であり、さほど大きな変化はみられない。

## ③ 充所

京都・播磨・近江国中の寺社宛のものが二十八点と多く、主に内政面での家次の働きが概観できる。中には「洛中洛外中」、「江州諸職人中」というような一國宛もしくはそれに準ずるような広域宛のものも存在する。なお、家臣宛のものの中村五左衛門宛に二例ほどみられるのみであり、杉原家中の有り様を窺い知ることは、家次文書からは困難である。

## 2 受給文書

### ① 発給者

九点のうち八点は秀吉が発した文書であり、残り一点は公家の吉田兼見によるもので、その日記『兼見卿記』に書写されている。

### ② 時期

すべて天正九年（一五八一）以降であり、うちわけは九年三点、十年一点、十一年五点となっている。

### ③ 内容

秀吉が発した文書八点のうち、四点が兵糧などの米の受け渡しを命じたものとなっている。他は、賤ヶ岳の合戦に際して近江坂本城の留守居を命じたもの、知行充行状、秀吉「台所入」（直轄領）の代官に任命したもの、大坂への参向を命じたものが各一点ずつである。また吉田兼見からのものは、長壁社の遷座に関する内容となっている。

## 二. 織田期における家次の動向

以下、具体的検討にはいるが、まず長浜城主となった秀吉の領内支配のはじまりについて確認しておく。

天正元年（一五七三）、浅井長政の滅亡により秀吉はその旧領のうち三郡（伊香・浅井・坂田）を信長から与えられ、新たに長浜に居を構えた。所領の拡大が家臣団の拡充をとまぬのは当然で、折から新名字である「羽柴」を称するようになった秀吉は、大名たる羽柴家臣団の創出とその整備に乗り出すことになる。同年末、浅野長吉や樋口武幸、真野助宗らが知行を与えていることが確認できるから、この時期から秀吉の家臣団整備がはじまったとみなしてよい。

その際、たとえば浅野長吉に出された知行充行状には「為扶助百貳拾石令支配候」というような文言が記されているが、知行地については一切触れられていない。ところが翌年九月、秀吉が浅野に対して「またも充行状を出した折には、石高は以前と変わらず一二〇石であるもの」「当郡持寺郷之内」というように、知行地が明記されている。ここから、①検地を含む新領地の掌握をいまだ成しえていなかった秀吉は当初、新付の家臣に対して知行地を与えることはせず、かわりに扶持米を支給する形をとったこと、②領内の検地等を終えるまで約九ヶ月を要し、その後順次家臣に対して知行地を与えていったこと、の二点が確認できる。つまり秀吉は、天正二年九月まで領内の支配の基盤をある程度固めたと考えられる。

さて秀吉は、信長の軍事行動に従事すると同時に、その領国統治を行う必要に迫られることとなるが、家次はその下で主に内政面において活動することとなる。

#### 【史料A<sup>9</sup>】

当寺掟之事、

一、今度秀吉被寄進候百六拾石之米之内、坊主衆割分、被分度候も、所々散在之衆并悪党等分者、八幡御修理可被相付事、

一、諸般免許事、

一、坊中居屋敷、付、家在・人失為寺中檢置、如先規、八幡御修理可被付事、  
右条々、何も不可有相違候、以来入組浄教坊申付候、

杉原七郎左衛門

天正三年三月十三日

家次（花押）

八幡宮

惣中

【史料B】<sup>⑩</sup>

はしかきなく候、以上、

此四人之衆居屋敷之事、八幡寺中兼々支配ある由、何ニて是迄左様ニ候哉、我等別而目を懸申候之間、惣兼ニ裁許尤候、尚於様子者従是可承候、恐々謹言、

杉原弥七郎

十一月十二日

家次（花押）

八幡宮

惣寺中へ

まいる

【史料A】は家次の発給文書の中でもっとも古く、長浜城下の八幡神社に対し、秀吉の社領寄進や諸役免除を通知したものである。また【史料B】は同社に対して「四人之居屋敷」について指示したもので、年次は同じく天正三年と推定される。家次の長浜における史料はこの二点のみだが、同時期秀吉は、信長の越前の一向一揆討伐に従軍しており、家次はこれらの戦いには参加せず、留守の秀吉に代わって長浜に在し、城下の支配に当たっていたことが察せられる。

ところで【史料B】にみえる「弥七郎」という通称は他の史料でも確認でき、天正五年（一五七七）六月五日、安土城天守閣の普請に際して秀吉が家臣を動員したおり、「弥七郎」は二十五人の人夫動員を命じられている。<sup>⑪</sup>これは

浅野長吉の十一人、小出秀政（秀吉の母の親族）の十人の動員などと比べてかなり多いことから、秀吉家臣中でも相当の有力者であると思われる、杉原家次と比定してよいであろう。つまり家次は、その通称を「七郎左衛門」から一時「弥七郎」へ改め、後に再び「七郎左衛門」へと戻したとみられる。

なおこの時期には、初期秀吉奉行人とも呼ぶべき者たちが形成されており、浅野長吉・伊藤秀安（後に秀盛）・高田秀政・石川光政・平野家久・矢野重謙・古田良直・一柳藤左衛門尉などの名が史料上検出できる。秀吉夫人の叔父で一族中の最年長者である家次は、これら奉行人の中核的存在であったと考えて差し支えないであろう。

やがて信長から中国地方の経略を命じられた秀吉は、天正五年には播磨へと赴く。同八年一月にはその中心である三木城を攻略し、さらには弟長秀（後に秀長）に命じて但馬をも平定<sup>13</sup>、自身は西へ進んで姫路城を拠点とし毛利氏と対峙した。この間、家次は三木城の城代としてこれを預かり、その近辺の支配を任された<sup>14</sup>とされるが、このことは一次史料からも確認できる。

以上、

貴所在所久留美村之儀、悉不作二付而、旁以肝煎・百姓等被引直田畠、不荒様二可被申付候、為其忠節筑州申上、  
屋敷土居廻之分御赦免候間、可被得其心候、仍為後日如件、

天正八 杉原

二月廿八日 家次（花押）

飯尾理右衛門尉殿

これは家次の中国地方における初見史料である<sup>15</sup>。久留美村は美囊郡のうち、三木城の程近くにある。家次はその地に所領を持つ在地武士の飯尾理右衛門尉という人物を秀吉に取り成し、「屋敷土居廻之分」の赦免を実現させている。

また天正八年八月二十九日には、三木城の南西、加古郡の鶴林寺に「其方御寺領之儀、秀吉江申上候て、前々た  
い子へ何程、又寺僧衆へ二度なみの通申上候へハ、けつくそれ分過分御ニ御きしん可被成之旨候間、被得其意候て尤候、  
然共御判旨取候て可遣候間、御礼之御用意尤候、未おんミつにて候へハ、先御たるの御用意させ可申と存候て申入事  
候」と申し送っている。<sup>(16)</sup>秀吉から鶴林寺への寺領寄進に関して便宜を図っていることを告げるとともに、成功後の秀  
吉への謝礼を準備するように催促したもののだが、この家次の言葉通り、秀吉は九月一日には鶴林寺へ寺領二〇〇石を  
寄進している。<sup>(17)</sup>鶴林寺は家次に働きかけ、みごとに寺領を獲得したわけである。

このほか、同年十二月三日に三木の北方加東郡にある光明寺へは「当寺領之内大谷高倉之事、可致寄進之旨、秀吉  
被仰出之条、被成其意、全寺納肝要候」というように、<sup>(18)</sup>寺領寄進について秀吉の意向を伝達している。光明寺よりさ  
らに北に位置する同郡の清水寺に対しても家次は度々書を送っているが、天正九年十一月二十日には寺領一〇〇石の  
寄進が決定したことを伝えている。<sup>(19)</sup>また同年三月二十八日には、やはり加東郡の朝光寺へ諸役免除を伝達している。<sup>(20)</sup>  
こうしてみると、家次が関与していた地域は、三木城のある美囊郡のみならず、その周囲の加古郡や加東郡にまで  
及んでいることがわかる。家次は三木城代として城を預かるのみならず、播磨東部の諸郡の支配を秀吉から委任され  
ていたものと考えられる。

また同時期には、以下のような家次宛の秀吉文書が存在する。

【史料C】<sup>(21)</sup>

こめ三百石、小一郎（羽柴長秀）かたへ（兵糧）ひやうろ（二）わたし可申候、

天正九年 正月十一日 秀吉（花押）

七郎さいもん

【史料D】<sup>(32)</sup>

かし申候八木之事、

合百石者、壹わりのかき物取候て可相渡候也、

右、郡山彈正ニ可相渡者也、

天正九

三月廿五日

秀吉（花押）

七郎左衛門

【史料E】<sup>(33)</sup>

こめ五十石、てらにつくりのよをいニ、めう（妙興寺）こしゑわたし可申候、かしく、

天正九年六月廿一日 秀吉（花押）

七郎さいもん

【史料C】は兵糧米三百石を羽柴長秀へ渡すことを、【史料D】は借米として百石を郡山彈正に渡し、一割の利息を取る旨の証文を彈正から差し出させることを、【史料E】は寺普請の費用として、五十石を妙興寺へ渡すことを命じたもので、いずれも天正九年中のものである。先に掲げた家次発給文書と合わせて考えると、家次は播磨東部において在地支配や秀吉直轄地や蔵米の管理を行うなど、主に後方支援的な役割を果たしていたとみてよいであろう。

またこの時期、家次は、以下のような書状を信長の上使へ送っている。<sup>(34)</sup>

上様より御用の由候て、ゑのき可被成御切之由候て、其元為御上使御越之由、御辛勞存候、然共当国之儀者、筑前守こつくいをうち堅申付事ニ候、定而御朱印可被成御所持候間、御上使之御名字可承候、并御しゅいんを致拜

見、御意之儀ニ候者、家をこわし申候ても、筑前守馳走可被申候、早々此御返事ニ委可被仰越候、以其上御馳走可仕候、猶此もの可申上候、恐々謹言、

杉原七郎左衛門

(天正八年カ)  
十二月七日

家次(花押)

上さま

御上使御中

まいる 人々御中

秀吉領内でエノキを調達すること、信長の上使が播磨へと下向してくる。家次はその上使の名を知らなかったが、これに宛てた書状である。「当国」すなわち播磨国内にあるエノキはすべて秀吉が「こつくい」(刻印のようなものであろう)を打ってその所有権を明示している。エノキを差し出せと言うからには、あなたは必ずや信長様の御朱印状をお持ちなのだろうから、それを見せていただきたい。さらにあなたのお名前も教えてほしい。その上で、たしかに信長様の意向であるとわかったならば、秀吉はたとえ家を壊してもエノキ集めに協力するだろう、と述べている。この書状は加東郡の清水寺に伝来しており、果たして「信長の上使」を称する人物に届いたかどうかは不明だが、内容からは、家次がその素性にやや疑惑を抱いている様子が感じ取れよう。だが、より重要なのは、この史料もやはり家次が播磨東部の行政を担っていたことを示しているという点であろう。

このように、家次の活動は主に内政面において見受けられ、一方で軍事面での働きを示すような史料はほとんどない。唯一ともいえる事例は、たとえば「惟任退治記」に「高松城志水兄弟・芸州加勢主人三人切腹、雑兵扶命、杉原七郎左衛門尉為検使請取城、丈夫入置人数」とあり、天正十年六月、備中高松城攻めに際して家次が従軍していたことが

わかる程度である。そしてこのことは、つぎの史料からも確認できる。<sup>(26)</sup>

御状之趣、筑前守令達候処、各四人代主命籠城之諸人可有御助之由、結構一入被相感候、則可被応望之候に、船  
 壹艘・酒肴十荷上林極上三袋令進入候、明日検使出候様にと御使者申候、得其意候、忝存候、四人之外、假令雖  
 長男・連枝切腹有之間敷候、恐惶謹言、

〔天正十年〕  
 六月三日

杉原七郎左衛門

蜂須賀彦<sup>〔正勝〕</sup>右衛門

清水長<sup>〔長治〕</sup>左衛門殿

蜂須賀正勝と連署で、検使の派遣や城主清水宗治ら四人以外の者が自決しないように城中へ申し送ったもので、家次が正勝と並ぶ秀吉家中の代表的存在であったことがわかる。

ところで、それまで内政面での活動が顕著であった家次が、なぜこの合戦の場には来ていたのかといえ、それはおそらく、信長の動向と関係している。高松城攻めに際して、毛利側は主将の毛利輝元以下、叔父の吉川元春・小早川隆景らが総力を結集して援軍に駆け付けてきていた。これをみた秀吉は信長に來援を要請、信長はこれを容れて、安土を發して五月二十九日に京都へ到着し、六月四日には京都を發つて西へと向かう予定であった。<sup>(27)</sup> 結局これは本能寺の変により実現しなかったのは周知のことだが、信長の到着を当然のこととして待ちうけていた秀吉としては、自身の働きが信長の目にどのよう映るのかが、最大の関心事であったと言っても過言ではないだろう。戦況については、秀吉はすでに自信を持っていたから、<sup>(28)</sup> 羽柴家総力を挙げてこの戦いに臨んでいることを信長に示すために、秀吉は例外的に家次を呼び寄せたとみるのが妥当であろう。よって、基本的に家次の本分は、やはり内政にあったとみて間違いない。

以上、織田期における家次について、関連文書を検討しつつその動向を考察した。家次は天正初年頃には近江長浜において秀吉の留守を任され、後には秀吉に従い播磨へと赴き、主にその東部の在地支配や秀吉直轄地の代官などを担当した。そして蓄えた米を、秀吉の命令に従い前線へと送っていたのである。すなわち家次の中国地方における役割というのは、西方で毛利方と対峙する秀吉の後方支援であつたと総括できよう。

### 三、秀吉政権の成立と杉原家次

#### 1 京都奉行在職期

天正十年六月十三日の山崎の合戦に勝利した秀吉は、同二十七日の清洲会議において主導権を握る。秀吉は山城・丹波などを領有し、京都も実質上秀吉の支配下に置かれることとなつた。はじめ桑原貞也が京都奉行として置かれたが、その任を果たせなかつたとして八月七日には早くもその職を解任され、その後任には家次と浅野長吉が任じられる<sup>(30)</sup>。もともと長吉は、十月に開始された秀吉の紀州根来一揆の討伐に参加することとなつたため、京都奉行としての職務に従事することはほとんどなく、事実上家次ひとりが行うこととなる。これ以降家次は、天正十一年五月二十一日に前田玄以が京都奉行に任じられるまでその職に在つた。家次の京都奉行としての職掌については、伊藤真昭氏も十八点の家次発給文書を掲げて触れているが、それ以外にもいくつかの史料が管見に触れた。そこでここに改めて家次の職掌について検討しておく。

#### ①当知行安堵

御寺領并山林、以前々筋目、任当知行之旨、無異儀可有御寺納候、恐々謹言、

天正十

杉原七郎左衛門尉

十月十二日

家次（花押）

西山

光明寺

まいる

京都奉行期の家次発給文書の中で最も多いのが、このように寺社に対して当知行を安堵したものである<sup>(2)</sup>。その時点で寺社が保有する土地の継続所有を認める当知行安堵の意味合いは、新地加増などとは大きく異なっている。加増する場合、当然ながらその分の土地の代償をいずれかに求めねばならず、これを行えば領有権の変動を伴う可能性が出てくる。当該期の家次発給文書にはそのような新地を給与したものは全く見当たらず、したがって家次の京都奉行としての権限は、あくまで現状維持を認可できるに留まっていたとみることができ、これは必ずしも家次の権限の矮小を意味してはいない。なぜならば織田期における村井貞勝や、家次の後の京都奉行前田玄以においてもそれはほぼ同様であるからであり、新地充行は基本的に信長・秀吉などの専権事項であったと考えられる。

② 諸役免除

賀茂社領境内六郷井所々散在等之事、従先規三社之内為守護使不入度々 御下知、殊被対 御朱印上者、山林・竹木并人足非分之課役等、如先々不可有相違之条、如件、

天正十一年 杉原七郎左衛門尉

三月廿七日 家次（花押）

当社

惣御中

当知行安堵と並んで多いのが、寺社への地子銭や夫役などの諸役を免除したもので、八例ほど確認できる。<sup>(33)</sup>

### ③ 治安維持

家次はまた二通の禁制を発して、国質・所質や喧嘩・口論、押買を禁じる条文が含まれているものもあるが、<sup>(34)</sup>このことから、全面的にはないにしろ、洛中の治安維持について家次が一定の権利と義務を有していたと言えよう。

以上、京都奉行としての家次の職掌は、おおむね当知行安堵・諸役の免除または賦課、そして治安維持の三点に集約できる。任を解いた桑原貞也の後だけに失敗が許される状況ではなかったため、秀吉は信用の置ける人物を京都奉行にと考えたのは間違いなく、そこで選ばれたのが家次であった。短い期間であったが、家次はその職を大過なく務めたと言えるだろう。

## 2 近江坂本在城期

天正十一年五月二十一日、織田信雄は前田玄以へ「京都奉行職申付之訖、然上公事篇其外儀、以其方覚悟難落著仕儀有之者、相尋筑前守、何も彼申次第可相極事<sup>(35)</sup>」と申し送り、京都奉行に任命した。これによって家次はその職を退き、近江坂本城へと移ることになる。家次は四月には早くも坂本城の留守居を秀吉から命じられていたが、<sup>(36)</sup>離職後も、以下のような文書を出している。<sup>(37)</sup>

山崎油座之事、去年以来種々訴訟雖在之、以拙者遠慮、今迄無一見候つる、然処、今度対山崎中候て、秀吉被出置三ヶ条之条目、其条数二彼座之事堅被仰付候間、各向後得其意、他所之油商買之段、可有停止候、右之通、聊不可有違背者也、謹言、

杉原

(天正十一年)  
六月廿五日

家次(花押)

洛中洛外

惣中

これは玄以が京都奉行に任命された後に、家次が洛中洛外に対して、山崎油座以外の油を買うことを禁じたものである。一見玄以は無視されていたかのようにも見受けられるが、同日付で家次は「山崎油座之事、今度秀吉堅被仰付候、即自拙者可申付由候間、只今申触候<sup>(38)</sup>」と玄以へ申し送って、秀吉の命令により自分がこの件について申し付けた事情を説明している。秀吉が玄以ではなく家次に命じた理由については、玄以が織田信雄の任命した者であるからなのか、それとも玄以側の事情によるものなのかは不明であるが、こうして家次は京都の治世から離れることになった。

八月一日、家次は秀吉から近江国志賀郡・高嶋郡・神埼郡において三万二千石の知行を与えられ、合わせて志賀郡内二万六百六十石の秀吉「台所入」(直轄領)の代官にも任じられた<sup>(39)</sup>。家次の在する坂本の近辺に秀吉「台所入」が、遠方に知行地が設定されたことなどはすでに指摘されているが、つぎの史料をみてみよう<sup>(40)</sup>。

朽木総谷中之宿之事并百姓等出置材木売買之儀、往古已来存知之旨不可有相違候、御用材木之事、請取渡、是又如先規、可被奉公候、誰々御知行候へ共、有来之様申届可遣候也、仍状如件、

天正十一

杉原

六月九日

家次(花押)

高嶋舟木□□□

太郎五郎

高嶋郡舟木郷の「太郎五郎」という人物に対して材木売買を認めた判物だが、このように家次は、以前から近江国

内において在地支配に関わっていた。舟木郷は八月一日段階で家次の所領とされているが、あるいはそれ以前から家次が支配を認められていたのかもしれない、だとすれば自己の領域支配の一環ということになるが、そうでないとすれば、家次は自己の所領以外の近江国内の統治について、秀吉から何らかの権限を認められていた可能性もある。実際、家次の在地支配は、その所領や秀吉「台所入」以外の地にも及んでいる。

急度以折昏申入候、就中、其郷拙者申次之事候条、誰々御陣取ニ而候共、少も狼藉已下在間敷候間、自然理不尽之族出来候者、此方<sup>江</sup>急々可有注進候、為其如此申遣候、恐々謹言、

杉七郎左

(天正十一年)  
六月十六日 家次(花押)

すかの浦

惣中

参

乱妨狼藉を禁じる内容となっているが、菅浦は伊香郡の内、高嶋郡からも随分離れており、まして居城の坂本とは相当な遠距離である。家次はこの地の「申次」に任じられており、その職分についてはよくわからないものの、家次がかなりの広範囲に渡って近江国内の在地支配を担当していたことは間違いない。また、このように、京都奉行を辞めた後も家次は近江支配において極めて重要な立場にあった。そもそも坂本城は、秀吉が「坂本を持候へは、天下を抱候」と言うほどの京都を押さえる要衝であった。また賤ヶ岳合戦に際しても、家次はこれに加わってはいなかったが、秀吉から「其方ハ其城留守居申付、追而左右可申候之間、何時も一左右次第、人数召連可相越候」というように、後詰めを命じられていた。秀吉家中における家次の地位はなおも盤石に思えたが、天

正十一年末には急転することになる。

### 3 丹波福知山領有期

天正十一年十一月、家次に関して「近日以之外物二狂」<sup>(46)</sup> ったという風聞が流れる。そしてこの後ほどなくして、家次は坂本から丹波福知山へと転封を命じられたと思われる。家次が福知山を領有したことは『兼見卿記』（天正十二年九月三日条）に「丹州福地山之城中二八幡勧請在之、他所へ遷申度之由云、杉原七郎左衛門在城云々」とあることからたしかである。その時期の確定は難しいが、以下の史料からある程限定することができる。<sup>(47)</sup>

当所之内御殿、陣取并乱妨狼藉人在之者、押置可注進候也、

杉原

(天正十一年)  
十二月一日

家次（花押）

ひろせ村

惣中

丹波国船井郡広瀬村に対して、陣取や狼藉人が出来たならば注進すべきことを命じたものである。『大日本史料』ではこれを天正十年に比定しているが、天正十年段階で家次が丹波国内の在地支配に関与していたことを示す史料は他にないため、天正十一年のものと考えてよからう。

家次の福知山支配に関する史料は、その領有期間の短さのためほとんど管見に触れないが、家次唯一の知行充行状がこの丹波領有期に出されており、天正十二年八月十九日に家次は家臣に対して丹波国天田郡内の所領を与えている。<sup>(48)</sup> そして家次は、この年九月九日に没している。

家次の没後、家督は嫡男の長房が継いだが、どういうわけか秀吉は所領の継承を許さず、福知山領は没収された。<sup>(49)</sup>

理由は、家次が秀吉からの処遇に不満を漏らして不興をこらしたためとも伝えられ、その死も病死ではなく、秀吉へあてつけたかのような自害であったという<sup>50</sup>。その真偽は定かではないが、そもそも坂本から福知山へ移封されたことと自体が一種の左遷と考えられるから、秀吉が家次に対して強い憤りを感じていたことだけは少なくともたしかであろう。

### おわりに

以上、杉原家次の発給・受給文書を整理しつつ、その事績を追ってみた。家次の死によって杉原家は没落し、後に秀吉の許しを得て長房が大名として復活したものの、家次のような重要な役割を担うことはもちろんなかった。これに代わって秀吉が取り立てたのが、木下家定とその子たちである。本来、家定は秀吉正室の実兄とはいえ杉原家の庶流であり、惣領である家次の影に隠れた存在にすぎなかった。家定の初見史料は天正十五年にならないと見当たらないが、そこで家定は木下名字を称している<sup>51</sup>。それ以前は杉原名字であったと推定されるが、つまり、杉原家次の死と杉原家の没落から数年の後に「木下家定」が現れるわけである。このことと、先述したような家次に対する秀吉の強い不満を合わせて考えると、以下のような可能性が指摘できよう。

家次に不快感を抱いた秀吉は、その子長房への所領継承を認めず、大名としての杉原家は一旦断絶する。その間、幼少の長房を養ったのは浅野長吉だとされるが、このことは、秀吉が家次に宛てた文書が浅野家に伝来していることからみて事実であろう。そして秀吉は、没落した杉原家嫡流に代わって、庶流の「杉原家定」を引き立てることにする。その際、家次への強い不満をいまだ捨てきれない秀吉は、家定に名字を替えることを命じ、自身の旧名字である

「木下」を与えた。これが秀吉の親族大名木下家の「創出」であったのではなからうか。<sup>(55)</sup>

その後木下家は、家定の嫡男木下勝俊が若狭一国を与えられ、官職は侍従・少将に昇り、さらに羽柴名字を称することを許されて「羽柴若狭少将」と呼ばれることになる。また家定の五男は秀吉の養子となつて「羽柴秀俊」と名乗り、後に大大名小早川家へ養子入りし家督を継ぐ。小早川秀秋がこれだが、このように家定の血統は、秀吉の強い庇護を受けて繁栄していった。その発端がまさに杉原家次の没落だったのである。

以上、秀吉最古の奉行人とも言うべき杉原家次について考察したが、「はじめに」でも述べたように、豊臣政権研究の進展には、家次以降に続々と現れる諸奉行人の役割解明は欠かせない。「五奉行」のように、一つの集団として機能する時期もあるが、まずは奉行人個々の具体的検討を集積していく必要がある。それにはやはり、発給・受給文書の検出・分析が何より望まれよう。<sup>(56)</sup>

### 註

- (1) 名古屋博物館編、吉川弘文館、二〇一五年。
- (2) 藤井讓治編、思文閣出版、二〇一一年。
- (3) 「豊臣氏奉行発給文書考」〔古文書研究〕八二号、二〇一六年。
- (4) 家次および杉原氏については「木下家系圖附言纂」〔日出町誌〕史料編、『平姓杉原氏御系圖附言』(日出町立萬里図書館)、『寛永諸家系圖伝』などを参照。
- (5) 天正十一年(一五八三)八月一日付で家次は秀吉から近江国内において三万二千石を与えられているが(『大日本古文书家わけ第二 浅野家文書』七)、同日付で浅野長吉が与えられたのは、同じく近江国内二万三百石に過ぎない(『浅野家文書』三二五)。

(6) 管見の限りにおいては、芦田完「福知山城主杉原家次」(上・下)、『ふくち山』七七・七八号、一九五八年、朝尾直弘「豊臣政権論」(岩波講座『日本歴史』9、一九六三年)、岩澤愿彦「山城・近江における豊臣氏の蔵入地について」(『歴史学研究』二八八号、一九六四年)、伊藤真昭『京都の寺社と豊臣政権』(法蔵館、二〇〇三年)、石井進『中世のかたち』(中央公論新社、二〇〇二年)がある。芦田氏は家次の丹波福知山領有の真否を中心に論じ、朝尾氏と岩澤氏は豊臣蔵入地の形成過程の中で家次に触れ、伊藤氏は豊臣期における京都所司代の成立に着目しつつ京都奉行時代の家次にも言及している。また石井氏は、家次が元々は連雀商人であった可能性を指摘している。なお『国史大辞典』(吉川弘文館、一九七九～一九九七年)では立項すらされていない。

(7) 『浅野家文書』三〇七。

(8) 『浅野家文書』三〇八。

(9) 「長浜八幡神社文書」(『近江長濱町志』第一卷本編上)。

(10) 「長浜八幡神社文書」(『東京大学史料編纂所架蔵写真帳』)。

(11) 『信長公記』の天正三年八月十二日条・八月十五日条・九月十四日条に、秀吉が信長の越前攻めに加わっている様子が記されている。

(12) 「小出家蔵文書」(『特別展 秀吉家臣団』所収)。

(13) 小竹文生「但馬・播磨領有期の羽柴秀長」(駒沢大学『史学論集』二八号、一九九八年)。なお、長秀から秀長への改名時期については同氏「羽柴秀長文書の基礎的研究」(駒沢大学『史学論集』二七号、一九九七年)において触れられており、天正十二年以降のこととしている。

(14) たとえば『寛永諸家系図伝』には「播州三木の城を領す」と記されている。

(15) 「飯尾文書」(『東京大学史料編纂所架蔵影写本』)。

(16) (天正八年)八月二十九日付戸田寺宛杉原家次書状(『鶴林寺文書』東京大学史料編纂所架蔵影写本)。なお「戸田」とは、鶴林寺の山号「刀田山」を指す。

(17) 天正八年九月一日付刀田山宛羽柴秀吉判物(『鶴林寺文書』名古屋博物館編『豊臣秀吉文書集一』吉川弘文館)。

(18) 天正八年十二月三日付滝野光明寺宛杉原家次判物(『新修加東郡誌資料編』所収)。

- (19) 天正九年十一月二十日付清水寺宛杉原家次判物〔清水寺文書八〕東京大学史料編纂所架蔵影写本。
- (20) 天正九年三月二十八日付杉原家次・平野長政連署判物〔朝光寺文書〕東京大学史料編纂所架蔵影写本。
- (21) 〔森川勘一郎氏所蔵文書〕(『豊太閤真蹟集』)。
- (22) 〔連教寺文書〕(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)。
- (23) 〔保阪潤治氏所蔵文書〕(『豊太閤真蹟集』)。
- (24) 〔清水寺文書八〕(奥野高廣『織田信長文書の研究』下卷)。
- (25) 〔統群書類従〕第二十輯下。
- (26) 〔吉川家中并寺社文書〕(東京大学史料編纂所架蔵影写本)。
- (27) 〔兼見卿記〕天正十年五月二十九日条。
- (28) 〔晴豊公記〕天正十年六月一日条。
- (29) 拙稿「豊臣政権と毛利氏」(『國學院大學校史・學術資産研究紀要』八号、二〇一六年)。
- (30) (天正十年) 八月七日付桑原貞也宛羽柴秀吉書状写〔立入文書〕『大日本史料』第十一編之二)。
- (31) 前掲書、註(6)。
- (32) 〔光明寺文書〕(『大日本史料』第十一編之二)。
- (33) 〔賀茂別雷神社文書〕(東京大学史料編纂所架蔵影写本)。
- (34) 天正十一年二月二十六日付清涼寺宛杉原家次禁制〔清涼寺文書〕『大日本史料』第十一編之三)。
- (35) 〔古簡雜纂〕(『大日本史料』第十一編之四)。
- (36) (天正十一年) 四月四日付杉原家次宛羽柴秀吉書状〔信松院文書〕『大日本史料』第十一編之三)。
- (37) 〔離宮八幡宮文書〕(東京大学史料編纂所架蔵影写本)。
- (38) 〔離宮八幡宮文書〕(東京大学史料編纂所架蔵影写本)。
- (39) 〔浅野家文書〕六、七。
- (40) 朝尾直弘前掲論文、註(6)。
- (41) 〔渡平八郎氏所蔵文書〕(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)。

- (42) 家次宛の秀吉知行充行状〔浅野家文書七〕に、三浜と舟木合わせて一二五八石余が家次領とされていることが確認できる。
- (43) 『菅浦文書五』(東京大学史料編纂所架蔵写真真帳)。
- (44) 岡本次郎右衛門尉・斎藤玄蕃助宛羽柴秀吉書状写〔浅野家文書一〇〕。なおここで「天下」とは、「全国」ではなく京都を指していることは言うまでもないだろう。
- (45) 前掲註(36)『信松院文書』。
- (46) 『多聞院日記』天正十一年十一月二十日条。なお引用部の前に「坂本ノ城杉原ハ筑州無並仁也」と記されており、ここからも家次の秀吉家臣団における地位の高さが窺える。
- (47) 『水無瀬文書』(『大日本史料』第十一編之三)。
- (48) 天正十二年八月十九日付中村五左衛門尉宛杉原家次判物〔天城文書〕東京大学史料編纂所架蔵影写本。
- (49) 同年十月十四日、秀吉家臣田中吉政が福知山の天寧寺の諸式を免除していることが確認できる〔天寧寺文書〕『大日本史料』第十一編之九。家次死去後、すぐに除封されたのだろう。
- (50) 『斉藤安信氏所蔵文書』(『豊岡市史』史料編、上巻)。
- (51) 坂本が要地であると秀吉が認識していたことは先述したとおりである。加えて、坂本が敵対する織田信雄や徳川家康らの勢力に比較的近いのに対し、福知山近辺に敵対勢力は存在していなかったことを踏まえれば、いわば「閑職に回された」観は否めない。
- (52) 天正十五年九月二十四日付木下家定宛豊臣秀吉朱印状〔足守木下家文書〕『ねねと木下家文書』山陽新聞社、一九八二年。
- (53) たとえば『平姓杉原氏御系図附言』(前掲註(4))には「木下家定公と申奉は(中略)御若年より豊臣秀吉公に仕へ給ひ従五位下肥後守に叙爵し、秀吉公より姓氏を給りて平姓杉原氏をあらため豊臣姓木下氏と称し給ふ」とある。
- (54) 前掲註(50)『斉藤安信氏所蔵文書』。
- (55) 秀吉が木下名字を与えている前例があることは、拙著『豊臣政権の権力構造』(吉川弘文館、二〇一六年)において論じたとおりである。
- (56) ここで、「五奉行」の一人でもあり、とくに財政や検地においての活動が顕著な有力奉行人の長東正家の新出文書を紹介しておきたい。これらは國學院大學図書館が所蔵する『土御門家記録』(貴重書二二〇八)の紙背文書である。どちらも正



十二月二十九日 長秀（花押）

治部大輔殿

御返報

丹羽長秀が惟住を称するのは天正三年であるから、それ以降のものであることは確実だが、詳しくは後考としたい。

## 〔表A〕 杉原家次発給文書一覽

	年月日	署名	宛所	内容	出典
1	天正三年三月十三日	杉原七郎左衛門家次(花押)	八幡宮	掟書	長浜八幡神社文書
2	(天正三年カ)十一月十二日	杉原弥七郎家次(花押)	八幡宮	四人の衆居屋敷の裁許について	長浜八幡神社文書
3	天正八年二月二十八日	杉原家次(花押)	飯尾理左衛門尉	屋敷土居廻の分赦免	飯尾文書
4	(天正八年)八月二十九日	杉原七郎左衛門家次(花押)	戸田寺	寺領寄進	鶴林寺文書
5	(天正八年カ)九月七日	杉原七郎左衛門尉家次(花押) 他一名	清水惣中	馬瀬鴨百姓等罷退について	清水寺文書8
6	天正八年十二月三日	杉原七郎左衛門家次(花押)	滝野光明寺	秀吉からの寺領寄進を伝える	『新修加東郡誌 資料編』所収
7	(天正八年カ)十二月七日	杉原七郎左衛門家次(花押)	上さま御上使御中	信長上使の氏名について	清水寺文書8
8	(天正九年カ)一月十六日	杉原七郎左衛門尉家次(花押)	久遊阿弥	前々の如く寺僧へ異見	浄信寺文書
9	天正九年三月二十八日	杉原七郎左衛門尉家次(花押) 他一名	朝光寺行事	居屋敷地子・諸役免除	朝光寺文書
10	天正九年十一月二十日	杉原家次(花押)	清水寺行事御坊	寺領寄進	清水寺文書8
11	天正十年六月三日	杉原七郎左衛門 他1名	清水長左衛門	清水宗治切腹につき検使派遣	吉川家中并寺社文書
12	(天正十年)八月九日	杉原七郎左衛門尉家次(花押) 他一名	東福寺	預物改	東福寺文書
13	(天正十年)八月十九日	杉原七郎左衛門尉家次(花押)	長福寺御役者中	門前人足免除	長福寺文書乾
14	(天正十年)八月二十一日	杉七左家次(花押)	筑後守殿	人足免除	梅畑村共有文書
15	(天正十年)九月二日	杉原七郎左衛門尉家次(花押)	伊勢因幡入道殿	御身上相違なし	前田家所蔵文書
16	(天正十年)九月十二日	杉原七郎左衛門尉家次(花押)	宝寿院	神馬進上	祇園社記雜纂5
17	天正十年十月二十五日	杉原七郎左衛門尉家次(花押)	西山光明寺	寺領安堵	光明寺文書
18	(天正十年)十一月二十五日	杉原七郎左衛門尉家次(花押)	御室雜掌寺家御房	人足役免除	仁和寺文書
19	天正十年十一月二十八日	杉原七郎左衛門尉家次	大原野小塩山勝持寺	禁制	勝持寺文書1
20	(天正十年カ)十二月一日	杉原家次(花押)	ひろせ村惣中	陣取・乱妨・狼藉禁止を保証	水無瀬文書4
21	天正十年十二月十日	杉原七郎左衛門尉家次(花押)	社家神方御中	寺領安堵	松尾神社文書3
22	天正十年十二月十七日	杉原家次(花押)	三鈿寺	寺領安堵	三鈿寺文書
23	天正十年十二月二十日	杉原七郎左衛門尉家次(花押)	西岩蔵金蔵寺惣中	寺領安堵	金蔵寺文書

	年月日	署名	宛所	内容	出典
24	(天正十年) 十二月二十七日	杉原七郎左衛門尉家次(花押)	休庵齋	青蓮院に疎意なし	青蓮院文書
25	(天正十一年) 一月十七日	杉原七郎左衛門尉家次(花押)	御霊社領百姓中	地子銭納所命令	上御霊神社文書
26	天正十一年一月二十日	杉原七郎左衛門尉家次(花押)	等持院	寺領安堵	等持院文書
27	(天正十一年) 閏一月二十七日	杉原七郎左衛門尉家次判	吉田神主殿	長壁社遷座について	兼見卿記
28	天正十一年二月二十六日	杉原家次(花押)	嵯峨清涼寺千部経中	禁制	清涼寺文書
29	天正十一年三月二十七日	杉原七郎左衛門尉家次(花押)	当社惣御中	諸役免除	賀茂別雷神社文書3
30	(天正十一年) 五月二十日	杉原七郎左衛門尉家次(花押)	御室雜掌御寺家	人足役免除	仁和寺文書
31	(天正十一年) 五月二十五日	家次(花押)	田中清安殿	山城国狭山郷の儀について談合すべし	石清水文書3
32	天正十一年六月九日	杉原家次(花押)	高嶋舟木□□太郎五郎	朽木谷材木売買許可	渡平八郎氏所藏文書
33	(天正十一年) 六月十六日	杉七郎左家次(花押)	すかの浦惣中	陣取・狼藉禁止を保証	菅浦文書5
34	(天正十一年) 六月二十五日	杉原家次(花押)	洛中洛外惣中	山崎油座以外の油停止	離宮八幡宮文書4
35	(天正十一年) 六月二十五日	杉原家次(花押)	玄以齋	山崎油座について通達	離宮八幡宮文書4
36	(天正十一年) 七月十日	杉原七郎左衛門尉家次(花押)	禅林寺	山林竹木役免除	禅林寺文書
37	天正十一年七月十一日	杉原七郎左衛門尉家次(花押)	惣居屋敷役免除		高宮寺文書
38	天正十一年七月二十日	杉原七郎左衛門尉家次(花押)	称讚院惣寺中	禁制	松禅院文書
39	(天正十一年) 八月四日	杉原家次	西岡名主百姓中	河内長原社領への「肝煎」を依頼	東文書10
40	(天正十一年) 八月八日	杉七郎左家次(花押)	浅弥兵		志紀長吉神社文書
41	天正十一年八月二十四日	杉原七郎左衛門尉家次(花押)	西教寺	寺領安堵	西教寺文書
42	(天正十一年) 九月九日	杉原七郎左衛門尉家次在判	江州諸職人中	諸役免除	岩倉石工共有文書
43	(天正十一年) 十一月五日	杉七左家次(花押)	中村五左衛門尉	墨の上進を命じる	天城文書
44	天正十二年八月十九日	杉原家継(花押)	中村五左衛門尉	知行宛行	天城文書

〔表B〕 杉原家次受給文書一覧

年月日	署名	宛所	内容	出典
1 天正九年一月十一日	秀吉(花押)	七郎さえもん	兵糧米受け渡し	森川勘一郎氏所蔵文書
2 天正九年三月二十五日	秀吉(花押)	七郎左衛門	米貸し渡し	蓮教寺文書
3 天正九年六月二十一日	秀吉(花押)	七郎さいもん	米受け渡し	保阪潤治氏所蔵文書
4 天正十年九月十七日	秀吉(花押)	杉原七郎左衛門尉	兵糧米受け渡し	足守木下家文書
5 天正十一年二月一日	吉田左衛門督兼(花押)	杉原七郎左衛門尉殿	長壁社遷座について	兼見卿記
6 天正十一年四月四日	筑前守秀吉(花押)	杉原七郎左衛門尉殿	坂本城留守居を命じる	信松院文書
7 天正十一年八月一日	秀吉(花押)	杉原七郎左衛門尉殿	台所入目録	浅野家文書6
8 天正十一年八月一日	秀吉(花押)	杉原七郎左衛門尉殿	知行目録	浅野家文書7
9 天正十一年八月十七日	筑前守秀吉	杉原「」殿	坂本から大坂への移動を命じる	村上大憲氏所蔵文書